

# 迫りくる“物流危機”

～「2024年問題」をご存知ですか？～

国土交通省中部運輸局

トラック輸送は国民生活や経済活動を支える非常に重要なライフラインです。

一方で、ドライバー不足が大きな課題となっています。2024年4月から年間960時間の上限規制が適用され、さらなる輸送能力の低下により、「モノが運べない・届かない」といった、物流への影響が懸念されます。（いわゆる「2024年問題」）

このような状況のため・・・

国土交通省では、「ホワイト物流」推進運動を展開しています！

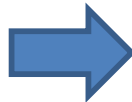
国民生活や経済活動に必要な物流を安定的に確保するには、運送事業者をはじめ、荷主企業、国民の皆様のご理解、ご協力が必要になります。

私たちの生活を支える物流を守るため、「ホワイト物流」に是非賛同をお願いします！

## 2024年4月以降、懸念される問題

(影響)

- ドライバーの拘束時間の減少
- 売上・利益の減少
- ドライバーの収入減少



- ✓ 1人が運べる荷物量の減少（輸送量減）
- ✓ 中・長距離便を中心に見直しも
- ✓ 収入減少による担い手不足

問題が改善されなければ、「モノが運べない・届かない」など物流への影響が懸念  
→ 生活・経済に影響も

## 2024年からドライバーの労働時間のルール (改善基準告示) が変わります

- 改善基準告示とは・・・  
トラック運転者の労働時間等の改善を図るため、労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)が策定されています。
- 上限規制の適用とあわせて、2024年4月から見直されます。

|                      | 現行   | 改正後(令和6年4月～)  |
|----------------------|--|---|
| 拘束時間<br>(労働時間+休憩時間)  | ・1日 原則13時間以内<br>最大16時間以内<br>(1.5時間超は1週間2回以内)<br>・1ヶ月 29.3時間以内。年351.6時間を<br>超えない範囲内で、32.0時間まで延長可。 | ・1日 原則13時間以内<br>最大15時間以内。長距離運行は週2回まで<br>1.6時間(1.4時間超は1週間2回以内)<br>・1ヶ月 28.4時間以内。年340.0時間を<br>超えない範囲内で、31.0時間まで延長可。 |
| 休憩期間<br>(勤務と勤務の間の時間) | 継続8時間以上  | ・継続11時間以上を基本、9時間を下限<br>・長距離運行は継続8時間以上(週2回)  |
| 運転時間                 | ・運転時間は、2日平均で1日9時間。<br>・連続運転時間は、4時間を超えない。   | ・運転時間は現行どおり。<br>・連続運転時間は、4時間を超えない。<br>SA,PA等に駐車できないことにより、やむを得ず<br>4時間を超える場合は、30分まで延長可                             |

詳細は厚生労働省HPをご確認ください(右のQRコードからもHPに接続可能です)

令和6年4月～適用

トラック運転者の改善基準告示が改正されます!

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

| 1年の拘束時間                         | 1か月の拘束時間                         | 1日の休息期間                      |
|---------------------------------|----------------------------------|------------------------------|
| 改正前(年換算)<br>3,516時間             | 改正前(月換算)<br>原則:293時間<br>最大:320時間 | 改正前<br>継続8時間                 |
| 改正後<br>原則:3,300時間<br>最大:3,400時間 | 改正後<br>原則:284時間<br>最大:310時間      | 改正後<br>継続11時間を<br>基本とし、継続9時間 |

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

●詳しい情報や相談窓口はこちら  
厚生労働省 改善基準告示

詳しくは  
こちらへ

# 「ホワイト物流」推進運動 ～ホワイト物流推進運動の概要～

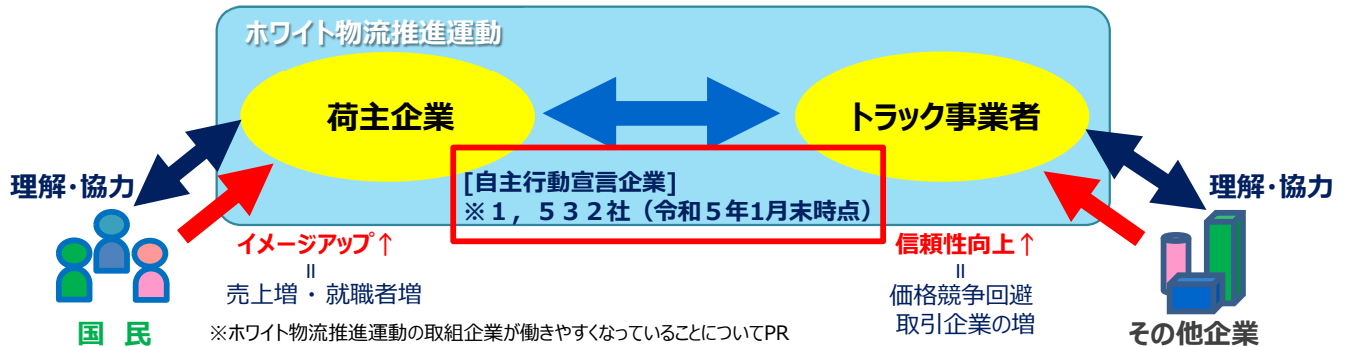
- 国民生活や経済活動に必要な物流を安定的に確保するため、若者、女性、高齢者も含めた全ての人にとって魅力ある「よりホワイト」な職場づくりを行う取り組み。

※トラックドライバーのうち、10代・20代は約10%、65歳以上は約9%、女性は約3%

- 荷主企業、トラック事業者など、関係者が連携して当該取り組みを強力に推進。

〔平成30年5月30日  
「ホワイト物流」推進運動を重点施策とする「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議政府行動計画」が決定〕

## 推進運動のイメージ



## 宣言内容

### 【必須項目】

- ・取組方針
- ・法令遵守への配慮
- ・契約内容の明確化・遵守

### 【推奨項目】 ※企業の判断で複数項目から選択

- A. 運送内容の見直し
  - B. 運送契約の方法
  - C. 運送契約の相手方の選定
  - D. 安全の確保
- (宣言が多い上位3項目)  
・物流の改善提案と協力  
・異常気象時等の運行の中止・中断等  
・パレット等の活用

## 「ホワイト物流」に賛同するには？

- 「ホワイト物流」推進運動ポータルサイトから、自主行動宣言をご提出ください。

運動の詳しい内容については、ポータルサイトをご参照下さい。

## 「ホワイト物流」の賛同のメリットは？

- 業界の商慣行や自社の業務プロセスの見直しによる生産性の向上
- 物流の効率化による二酸化炭素排出量の削減
- 事業活動に必要な物流を安定的に確保
- 企業の社会的責任の遂行 等



※「ホワイト物流」推進運動ポータルサイト  
<https://white-logistics-movement.jp/>

SDGsの達成にも寄与する取り組みです

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## お問合せ先

国土交通省 中部運輸局 自動車交通部 貨物課  
Tel. 052-952-8037

国土交通省自動車局貨物課  
「ホワイト物流」推進運動担当  
E-Mail [hqt-whitetoiawase@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-whitetoiawase@gxb.mlit.go.jp)